







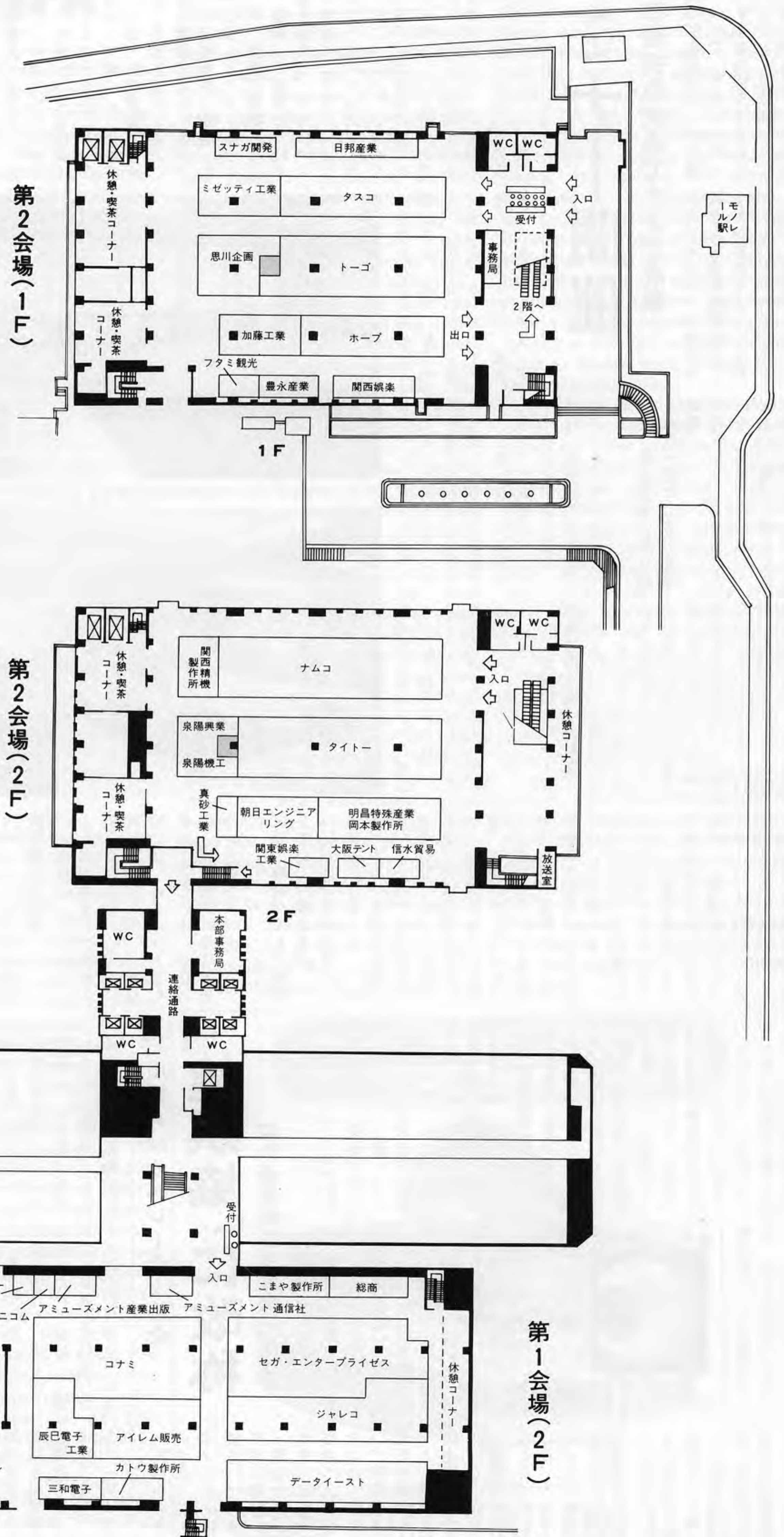


# 第23回AMショー小間配置

JAMMA/JAPEA 十九日、東京・永田町のA共催の第23回AMショーTBRビルで開かれた第... (略)

取法の遵守、②さきほど... (略)

その結果、出展四十七社による四百八十三小間の位置配分は、右に掲げた配置図のとおりとなつた。



## 2社加入を承認

### JAPEA第24回理事会開催

全日本遊園施設協会(本... (略)

①スナガ開発(本社... (略)

②同協会の「弔慰金等... (略)

## 宙に浮ぶ「探険船」

### 後樂園ゆうえんちに新型の遊園施設完成

後樂園ゆうえんち(東... (略)

宙に浮ぶ「探険船」... (略)



上の写真は後樂園ゆうえんちでオープンした「フライングキャビン UFO」の外観。下は同遊園施設の内部の様子を想像図にしたもの(映画などで写真にならない)から



上の写真は後樂園ゆうえんちでオープンした「フライングキャビン UFO」の外観。下は同遊園施設の内部の様子を想像図にしたもの(映画などで写真にならない)から

## 今年82名参加

### 遊園施設の安全管理講習会

遊園施設の管理者およ... (略)

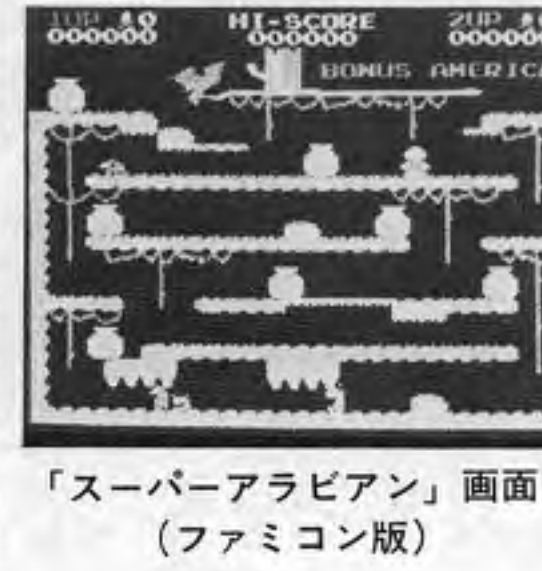
今年82名参加... (略)

## 家庭用に初参入

### 「サンソフト」ブランドで本格化

サン電子(本社愛知... (略)

家庭用に初参入... (略)



「スーパーアラビアン」画面 (ファミコン版)

## LED付で発売

### 「ジッピーレース」から自社生産

アイレム販売(本社... (略)

LED付で発売... (略)



「10ヤードファイト」の画面 (ファミコン版)

特許・実用新案... (略)

出願公告・公開... (略)

特許出願公告... (略)











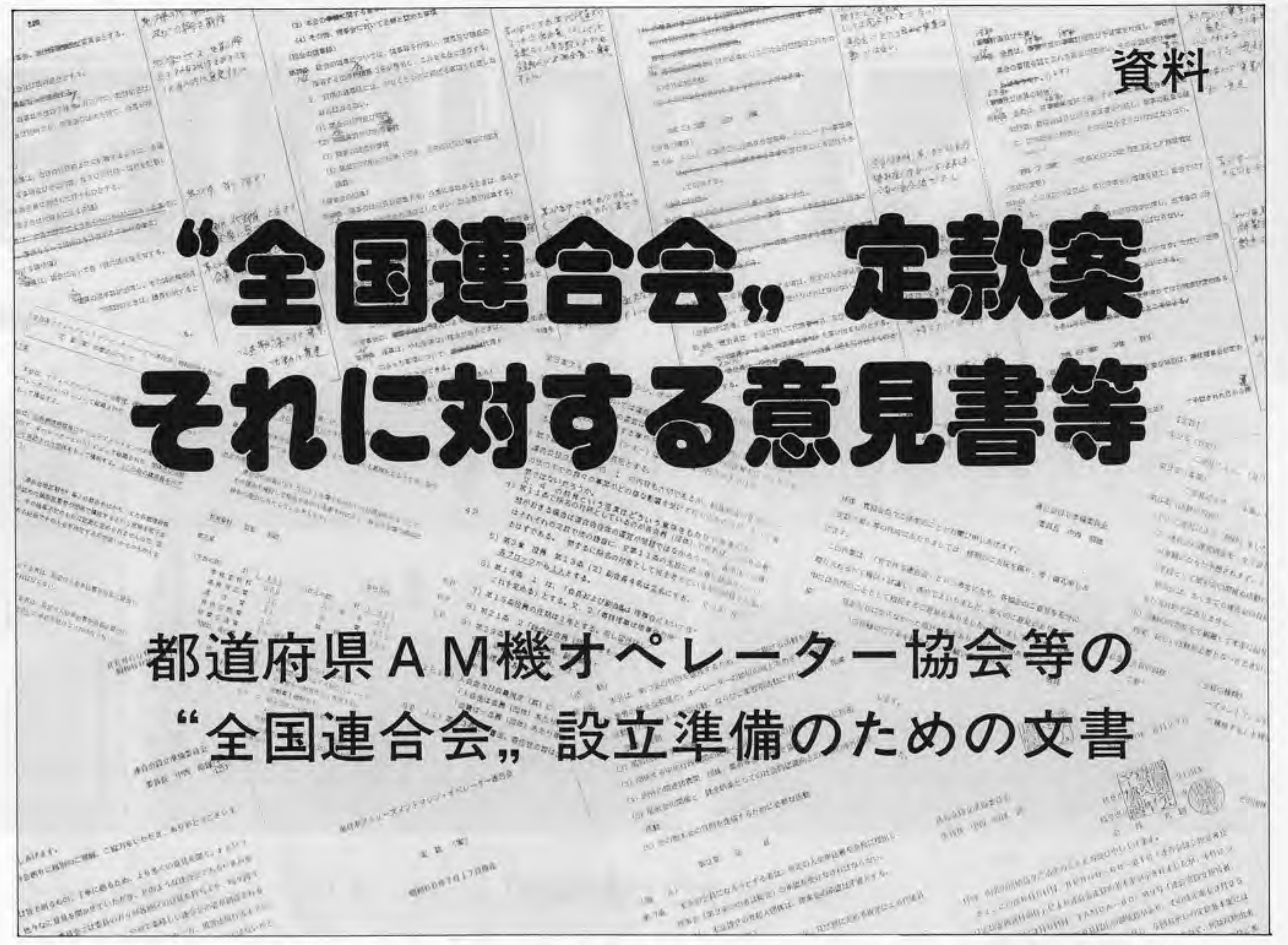




資料

# “全国連合会”定款案 それに対する意見書等

## 都道府県AM機オペレーター協会等の “全国連合会” 設立準備のための文書



いわゆる「全国連合会」をめぐる議論が各地で行なわれつつあるが、その「設立準備」の事務上の過程が理解し難いものになっており、そのため必要ない誤解もあるようである。一方では、こうした事務上の過程を軽視したり無視したりする傾向すら生じつつあるとも言われている。

「連合会」は皆で創るもの、丁寧に創るため、より多くの意見を聞く」との中西昭雄・連合会設立準備委員長の考え（八月一日付、各都道府県別団体代表者あての文書から）からすれば、やはり全国のAM機オペレーターがそれぞれこの「全国連合会」設立準備の事務上の過程を知っておく必要がある。誤解も、軽視も、無視もあつてはならないことなのである。

そこで、大量の文書となるが、あて初期のいわゆる「叩き台」から最近のものまで主な文書類を一括掲載することにした。ここでいう「主な」というのは重要性の高いものという意見である。「全国連合会」関係の文書は、どういふわけか一般には入手困難なことになっており、あつてあつて、ここに掲載したものであつても重要なものがあつれば、そういう事情に基づくことが考えられると「理解」いただければ幸いである。

【編集部】

（編集部註） 都道府県AM機オペレーター協会等の「全国連合会」設立準備の現在にわたるまでの過程は、本紙にニュース面で報じているのとおりなので、全部省略する。

設立準備は基本構想から事務レベルでの論議を経て、一月二十三日の第一回懇談会を経て、五月五日付で送付された。この素案に対する各協会の意見は三月末までにTAMOAまで送付

の事務レベルでの論議を各協会等に作成して、各協会等に送付のうえ意見を求めることになり（一月二十六日付、TAMOA井上昭男常務理事による「今後の作業手順について」）、設立準備書案、定款案、加入金及び会費規定案の三案が三回懇談会を経て、五月五日付で送付された。この素案に対する各協会の意見は三月末までにTAMOAまで送付

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に、業界として対応していくために、この業界の法律の遵守と、健全な運営を目的として、全国的な統一された組織が、絶対的に必要であると考えられます。

1 都道府県単位の業界組織と、行政官庁との間に、指導等に関する関係の相異が生じるようなことがあつた場合、これらの調整及び、問題解決を、構成組織団体の構成組織団体の構成員と折衝する機能が必要と考えられます。

2 各組織の活動の重要な参考資料とするため、中央及び地方の情報を、その対応も含め、迅速、且つ正確に伝達するための機能が重要と考えられます。

3 業界の社会的地位の向上を図るためには、全国的な広報活動が今後ますます必要となつてきます。これは全国的な組織でおこなつた方が効果的と考えられます。

4 各組織の教育、指導、研修等の活動にあつても、全国的組織による運

# 設立のための趣旨案

（三月五日現在）

1 旧風俗法は、地方色の特性を強く生かした取締法として、これに對して、二月十三日施行の風俗適正化法は、全国的に統一された部分が多くありますが、中央における政策決定が、一律に全国に波及する部分が多くなります。

2 都道府県単位の各組織の意向を行政に反映させるためには、中央官庁とのパイプが必要で、都道府県単位の組織間で、意見の相違が生じるようなことがあつた場合、これらの調整を図り、問題解決に導くための機能が、必要と考えられます。

3 各組織の活動の重要な参考資料とするため、中央及び地方の情報を、その対応も含め、迅速、且つ正確に伝達するための機能が重要と考えられます。

4 業界の社会的地位の向上を図るためには、全国的な広報活動が今後ますます必要となつてきます。これは全国的な組織でおこなつた方が効果的と考えられます。

5 各組織の教育、指導、研修等の活動にあつても、全国的組織による運

# 基本規定盛る定款案

## 連合会定款案

（七月十六日付） どの様な影響を受けて行くのかの方が、もっと重要ではないだろうか。新風俗法の遵守と、この法の下での我々の事業が、設けてあるのか。

（七月十六日付） どの様な影響を受けて行くのかの方が、もっと重要ではないだろうか。新風俗法の遵守と、この法の下での我々の事業が、設けてあるのか。

第一章 総則

第一条 本会は、○○○と称する。

（目的）

第二条 本会は、会員及び助員の相互扶助の精神に基づき、アマミューズメントマシンの運営営業（以下、オペレーター事業という）に携わる事業者が一致団結し、第八号営業（風俗適正化法、昭和五十九年八月十四日法律第七十六号）の規定による）の業務の適正化とその健全化を図る等、オペレーター事業を振興するための諸事業を行う、もつて会員の経済、社会的地位の向上と、わが国の福祉社会の発展に寄与することを目的とする。

（地域）

第三条 本会の地域は、日本全国とする。

（事務所）

第四条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。必要あるときは、理事の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

第二章 事業

（事業の目的）

第五条 本会は、第二條の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

一 アミューズメントマシンの健全な発展と、オペレーター地位の向上をめざす全国規模の活動及び会員による地域活動ならびに業態別活動に対する助言、指導、調整、援助。

二 関係する中央行政機関の施策への協力、意見の具申と折衝。

三 内外の関連諸機関、団体、業者等との交流と協調。

四 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上に資するための情報の提供、及び所屬員の従業者のための研修、親睦、福祉、共済等のための諸施策。

五 展示会の開催と、健全な娯楽としての社会的認識向上のための渉外広報活動。

六 その他本会の目的を達するために必要な事業。

（会員の資格）

第六条 本会は、風俗適正化法第八号営業等、オペレーター事業及びオペレーター事業に関

（会員の種類）

第七条 本会の会員は、正会員と準会員とする。

一 正会員は、オペレーター事業に携わる事業者による団体とする。

二 準会員は、オペレーター事業に携わる事業者による団体とする。

（加入）

第八条 本会の会員になる者とする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会員の代表者、及び役員）

第九条 正会員は、本会对して代表者一名、及びその規模に応じた代表者二名（代表者を含む）を届け出るものとする。

（役員の種類及び定数）

第十条 役員は、代表者一名の他に代表者一名を届け出るものとする。

（加入金及び会費）

第十一条 加入金は、別に定める規約にしたがい、加入金及び会費を負担しなければならない。

（除名）

第十二条 会員が本会の名誉を傷つけ、または会員たる義務を怠り、もしくは六カ月以上会費を納入しないときは、除名することができる。

（理事会の組織）

第十三条 理事会は、会長、副会長、理事、監事、常務理事、専務理事、事務局長、事務局員、若千名の職員を置くことができる。

（役員）

第十四条 役員は、本会对して代表者一名、及びその規模に応じた代表者二名（代表者を含む）を届け出るものとする。

（役員の種類及び定数）

第十五条 役員は、代表者一名の他に代表者一名を届け出るものとする。

（加入金及び会費）

第十六条 加入金は、別に定める規約にしたがい、加入金及び会費を負担しなければならない。

（除名）

第十七条 会員が本会の名誉を傷つけ、または会員たる義務を怠り、もしくは六カ月以上会費を納入しないときは、除名することができる。

（理事会の組織）

第十八条 理事会は、会長、副会長、理事、監事、常務理事、専務理事、事務局長、事務局員、若千名の職員を置くことができる。

（役員）

第十九条 役員は、本会对して代表者一名、及びその規模に応じた代表者二名（代表者を含む）を届け出るものとする。

（役員の種類及び定数）

第二十条 役員は、代表者一名の他に代表者一名を届け出るものとする。

（加入金及び会費）

第二十一条 加入金は、別に定める規約にしたがい、加入金及び会費を負担しなければならない。

（除名）

第二十二条 会員が本会の名誉を傷つけ、または会員たる義務を怠り、もしくは六カ月以上会費を納入しないときは、除名することができる。



より、本会が必要になること有り得ます。

第四十五条(細則) 「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

②法令の効力を発生させること。

③「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

④「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑤「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑥「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑦「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑧「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑨「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑩「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑪「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑫「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑬「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑭「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑮「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑯「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑰「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑱「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑲「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

⑳「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉑「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉒「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉓「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉔「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉕「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉖「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉗「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉘「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉙「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉚「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉛「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉜「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉝「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉞「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㉟「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊱「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊲「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊳「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊴「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊵「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊶「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊷「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊸「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊹「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊺「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊻「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊼「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊽「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊾「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

㊿「施行」の意味は、三省堂の広辞林により「①実際に施行すること」とあり、本会が必要になること有り得ます。

価値あるニューマシンをディストリビュートする!!

魔界村 5種の武器で関門突破! 大魔王を倒して姫を救出

ハイ・ボルテージ 宇宙と地上で敵機を撃破 味方になるロボット出現

タージャン 射撃もできる麻雀ゲーム 鳥を狙撃して翻を増やす

バギーボーイ 迫力のマルチTV画面! 障害カーレースゲーム機

GHOSTS N' GOBLINS HIGH VOLTAGE BUGGY BOY

株式会社 総商 本社 〒444 岡崎市井田西町17-4 TEL(0564) 24-2581(代) FAX(0564) 22-0555(代)

第十二条第一号中「四」を「二十三」とする。

第十三条第一号中「四」を「二十三」とする。

第十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第二十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第三十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第四十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第五十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第六十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第七十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第八十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十一条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十二条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十三条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十四条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十五条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十六条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十七条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十八条第一号中「二」を「二十三」とする。

第九十九条第一号中「二」を「二十三」とする。

第一百条第一号中「二」を「二十三」とする。

© 1985 Dyna Electronics Co., Ltd. NAGOYA JAPAN

五連荘でゴリラが ギャルにイタズラを?

ラプリーチャンス：連荘アタック

一連荘で.....1回  
二連荘で.....2回  
三連荘で.....3回  
四連荘で.....4回  
五連荘で.....5回

エアーシューティング トライ

A-Mボタンを使いモノローギャルのステップ(歩行)する異下よりエアーシューティング(空気噴射)にチャレンジできます。うまく衣裳を外すとボーナス得点!! ※その度にモノローギャルのラブコール(声が出ます)

チョンボテクニック

コンピューターがあらゆるテクニックでチョンボをしてくれます。

●あなたが見れば.....3倍つけ  
●お手つきは.....ゲームセット  
(頻度の多・少・切るをDIP-SWで切替えます)

ツモハイの枚数が増えました

●合計22枚のツモハイが行なえます。  
さらにゲームを続行したい時は1クレジットを使って8パイずつ3回エキステンデッドプレイが行なえます。  
●ハネマンを上るとフィーバーします。

メダルゲーム機の設置運営につきましては「メダルゲーム場運営基準」を守ってご使用下さい

中日本リース株式会社 名古屋守山区山崎軒八反17-1,N.Lビル1F 千463 TEL(052)791-4111代, FAX791-4168

Dyna Electronics CO., LTD. 17-1, HATTAN, NIJUKKENYA, MORIYAMA-KU NAGOYA, JAPAN, TEL(052) 791-4113 TELEX:4948-135 CENTRA-J



であることとする。

第三十二条 理事会の議事は、その構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十三条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第三十四条 理事会の議事録については、第二十八条(総会の議事録)の規定を準用する。

第三十五条 専務理事または常務理事、及び監事の理事会出席)

第三十六条 専務理事または常務理事は、理事会に出席し発言することができる。ただし採決に加わることはできない。

第三十七条 専務理事または常務理事は、理事会の決議を経て、会員から徴収する金及びその収入をもつてこれに充てる。

第三十八条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

第三十九条 本会において特別な活動を行うための経費は、総会の承認を経て、会員から徴収することができる。

第四十条 会長は、毎事業年度の活動計画及び予算案を作成し、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けるものとする。

第四十一条 会長は、毎事業年度の活動計画及び予算案を作成し、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けるものとする。

地位の向上をめざす全国規模の活動及び会員による地域活動ならびに業態別活動に対する助言、指導、調整、援助

二 風営法の遵守と指導

三 関係する中央行政機関の施策への協力、意見の具申、ならびに折衝

四 内外の関連諸機関、団体、業者等との交流と協調

五 展示会の開催と健全娯楽としての社会的認識向上のための渉外広報活動

六 その他本会の目的を達成するために必要な活動

第二章 会員

第七節 本会の会員になる者

一 本会に加入する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会(または専務理事)の承認を受けなければならない。但し、本会設立の発起人団体は、理事会の承認は不要とする。

二 会員の代表者、及び代議員

第八節 本会に加入する者の資格

一 本会に加入する者は、日本国籍とする。

二 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

三 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

四 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

五 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

第十一節 会費

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十二節 役員

一 本会の役員は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問とする。

二 会長は、本会の業務を統轄し、会費を徴収し、会費を分配する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長が不在ときは、会長を代理する。

四 専務理事は、会長及び副会長の指示に従って、本会の業務を執行する。

五 常務理事は、専務理事の指示に従って、本会の業務を執行する。

六 監事は、本会の財務状況を監視し、総会に報告を行う。

七 役員及び顧問は、本会の業務を執行し、会費を徴収し、会費を分配する。

第十三節 総会

一 本会の総会は、毎年一回、事業年度終了後三ヶ月以内に開催する。

二 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

三 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

四 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

五 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

第十四節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十五節 役員及び理事選出基準

一 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

二 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

三 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

四 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

五 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

第十六節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十七節 役員及び理事選出基準

一 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

二 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

三 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

四 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

五 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

第十八節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

であることとする。

第三十二条 理事会の議事は、その構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十三条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第三十四条 理事会の議事録については、第二十八条(総会の議事録)の規定を準用する。

第三十五条 専務理事または常務理事、及び監事の理事会出席)

第三十六条 専務理事または常務理事は、理事会に出席し発言することができる。ただし採決に加わることはできない。

第三十七条 専務理事または常務理事は、理事会の決議を経て、会員から徴収する金及びその収入をもつてこれに充てる。

第三十八条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

第三十九条 本会において特別な活動を行うための経費は、総会の承認を経て、会員から徴収することができる。

第四十条 会長は、毎事業年度の活動計画及び予算案を作成し、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けるものとする。

第四十一条 会長は、毎事業年度の活動計画及び予算案を作成し、理事会の審議を経て、これを総会に提出し、その承認を受けるものとする。

地位の向上をめざす全国規模の活動及び会員による地域活動ならびに業態別活動に対する助言、指導、調整、援助

二 風営法の遵守と指導

三 関係する中央行政機関の施策への協力、意見の具申、ならびに折衝

四 内外の関連諸機関、団体、業者等との交流と協調

五 展示会の開催と健全娯楽としての社会的認識向上のための渉外広報活動

六 その他本会の目的を達成するために必要な活動

第二章 会員

第七節 本会の会員になる者

一 本会に加入する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会(または専務理事)の承認を受けなければならない。但し、本会設立の発起人団体は、理事会の承認は不要とする。

二 会員の代表者、及び代議員

第八節 本会に加入する者の資格

一 本会に加入する者は、日本国籍とする。

二 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

三 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

四 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

五 必要あるときは、理事会の議決を経て、従たる事務所を設けることができる。

第十一節 会費

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十二節 役員

一 本会の役員は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問とする。

二 会長は、本会の業務を統轄し、会費を徴収し、会費を分配する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長が不在ときは、会長を代理する。

四 専務理事は、会長及び副会長の指示に従って、本会の業務を執行する。

五 常務理事は、専務理事の指示に従って、本会の業務を執行する。

六 監事は、本会の財務状況を監視し、総会に報告を行う。

七 役員及び顧問は、本会の業務を執行し、会費を徴収し、会費を分配する。

第十三節 総会

一 本会の総会は、毎年一回、事業年度終了後三ヶ月以内に開催する。

二 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

三 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

四 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

五 総会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、役員及び顧問が出席し、その議決権を行使する。

第十四節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十五節 役員及び理事選出基準

一 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

二 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

三 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

四 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

五 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

第十六節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

第十七節 役員及び理事選出基準

一 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

二 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

三 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

四 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

五 本会の役員及び理事は、毎事業年度の初めに、会員に対して選出基準を定める。選出基準は、年額五万円とする。

第十八節 入会金及び会費規定

一 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会の加入金及び会費は、毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

# 会費案、選出基準案

加入金及び会費規定

(三月五日現在)

第五節 会費の請求

一 本会は毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

二 本会は毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

三 本会は毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

四 本会は毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

五 本会は毎事業年度の初めに、会員に対して会費の請求をする。会費は、年額五万円とする。

good meal \*\*\*\*\* Kamaboko

1 羽をむした鶏を

2 よく洗って

3 アイロンでのばして

4 点線にそって切る。

5 首の部分はおいておきます。

6 切りたものをとまるめる。

7 ピラミッドを作って台の上に置く

8 手前からとっておいた首をピラミッドの頂点に向けて縛る。

9 ピラミッドを形成している玉は穴から穴に入る。

10 すると下の穴からカマボコになって出てくる。

11 切り口にはめたい星が見える!!

中古基板高価買います!!

WE ARE READY TO DISCOSS YOUR EVERY NEED

株式会社 ケイアンドユウ商会

〒577 東大阪市高井田本通5丁目2番 K and U Co.,Ltd.

PHONE・06-783-6362 FAX・06-783-6347

5-2 TAKADA HONCHO HIGASHI OSAKA, JAPAN TEL:06-783-6362 FAX:06-783-6347 TEL:527-7834 KANDU J

## WE EXPORT USED P.C.BOARDS

### SHUWA ELECTRONIC SERVICE

TEL 06-928-2924

TELEX 5294051 SHUWAD-J

We start to export used PCB on August 20th. Name your game ! Immediate delivery is possible due to computer-controlled system, and 2000 PCBS always in our stock. Besides conventional games, used PCB of special price is prepared on this opportunity of opening our export division.

当社の取扱ひ品はすべてオリジナル製品です。 中古基板 買います。







# 未来のバイク競争

任天堂から「マッハライダー」ROMキット



マッハライダー



バイクアクションゲームをテーマとしたTVゲーム機「マッハライダー」が、任天堂(本社京都、山内溥社長)から八月下旬発売となる。



マッハライダー



マッハライダー

これは近未来のオートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。



バルーンビーパー

バルーンビーパーは、内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

# 動物とケーキで

タスコ定置型「ビーパー」

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

# 魔物倒し姫救出

カブコンから「魔界村」基板

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

# 障害カーレース

コックピット型「バギーボーイ」



バギーボーイ



このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

# 16場面の宝探し

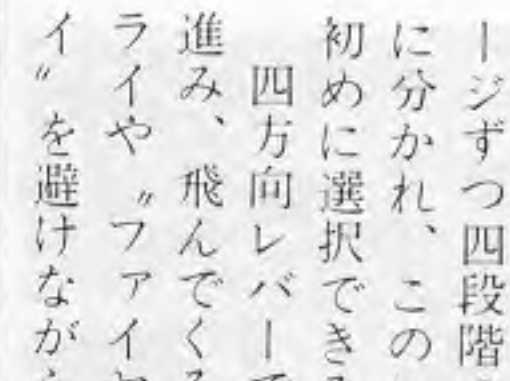
デコカセ「バルダーダッシュ」

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。

このゲームは、オートバイレースを想定したもので、他車を撃破しながらゴールまで突っ走るというゲーム。全部で約10レースあるが、各コースは内容の異なるA、Bの二種類のコース(初めに「マッハライダー」が、選んで「マッハライダー」から八月下旬発売となる。



魔界村



魔界村



魔界村

# 今、256K時代へ熱い期待に...ROMライター

## 超低価格で発売!!

マルチP-ROMプログラマー ￥138,000-

MODEL M256 2716、2732、2732A、2764、27128、27256(10個書込)

- 特長
- 2716、2732、2732A、2764、27128、27256に書込可能(切り替えは簡単で故障のないロータリースイッチ式)
- ベリファイ、フランチェック、プログラムオートスタート
- アドレス バス チェック
- データ バス チェック
- 同時に10個書込
- 書込終了ブザー
- 書込電圧異常検出(Vpp)
- Vcc 電源電圧異常検出
- 書込 残り時間表示
- 2764、27128、27256高速書込
- 誤挿入防止カバー付
- 各P-ROMの選択がワンタッチ
- 電源内蔵
- オプションのMOO接続により編集機能を持つ



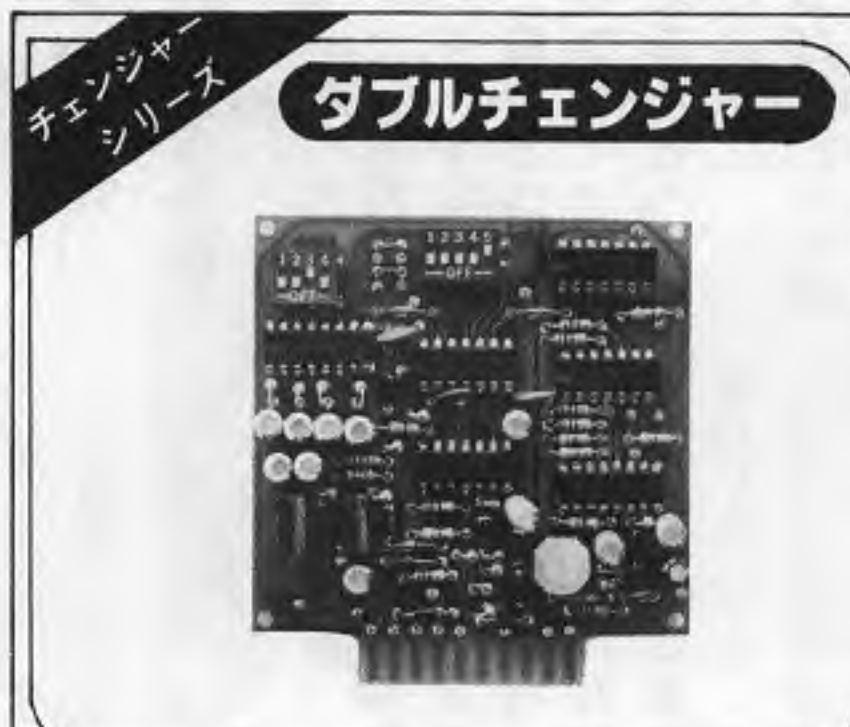
製造 日本メモリー株式会社

# パーフェクトを追求したインターフェース

「スナイパー」シリーズは全て電源投入時・高圧ノイズ等の誤動作防止回路内蔵



スーパー スナイパー カードエッジ・取付金具付



ダブルチェンジャー

株式会社 エム・アイ・ピー

# 話題のマシン

# 話題のマシン

MAMA TOP CORP

有ママトップ

TEL: 0542-63-9373

〒415 静岡県東手代田1丁目7番8 0542(63)9373 (代) ●東京営業所 03(355)3817

1-7-8 HIGASHI CHIYODA SHIZUOKA CITY JAPAN

買います 中古基板

(有) ママトップ 0542-63-9373

売ります 基板常時2,000枚在庫有ります。

FOR SALE : 2,000PCBS ALWAYS IN OUR STOCK











さわやかな衣裳  
かわいい動き  
甘いささやき  
夏の日の出来事?

《ナイトギャルに夏(サマー)がきた》

# Night GALS Summer

ナイトギャル サマー

ナイトギャルからサブボードで改造できます。



■ギャルの選択  
愛らしい動きと、甘いささやきで、あなたのさそいを待っています。上がると、ギャルは衣裳を次々とはずします。



■三元ラッシュ  
白・発・中のいずれかを使って上がるとランプがつき3つ揃えば三元ラッシュが成立、サービスゲームができます。(3つ揃うまでランプは有効)

- 親(東家の時)で上がれば得点が2倍になります。
- 配パイ時に不用な牌は何枚でもキャンセルできます。
- 流局の時にテンパイをしていればラストチャンスができます。
- 5回連続して上がれば五連荘が成立し、以後役満になります。

本 社 大阪市北区天神橋1丁目12番9号 千530  
☎06353-5211(代) TELEX523-6891 NCB00J

東 京 事 業 所 東京都中央区日本橋区富町1丁目5番12号 ヤマ日本橋ビル (03) 664-5271(代) 千103  
(株)ニチフツ札幌 札幌市豊平区中の島1番7丁目1-1 京王みなみマンション (011) 824-2571(代) 千062  
(株)ニチフツ仙台 仙台市上杉5丁目3番10号 (022) 265-5571(代) 千980  
(株)ニチフツ広島 広島市南区東区南4-4-17 新常盤ビル1F (082) 253-6131(代) 千734  
(株)ニチフツ九州 福岡市博多区博多駅前4-4-17 新常盤ビル1F (092) 472-7221(代) 千812  
ニチフツ沖縄 沖縄県宜野湾市大山4-6-3 ☎(098) 918-7373(代) 千01-22  
NICHIBUTSU U.S.A CORP. TEL: (212) 408-0515 NICHIBUTSU U.K. LTD. TEL: (021) 544-4299

### Overseas Readers Column

## NAO Remains Formally Negotiating With NPA

Since April 1, Nihon Amusement-Machine Operators Association (NAO) has remained in a provisional period before its planned dissolution in June. However, it has not executed its dissolution, but remains formally as a so-called "ghost association". Even some NAO directors confessed that "NAO has already dissolved at the end of June". Thus, a confusion is occurring. In view of these circumstances, Hiroshi Uchida (Yuei), chairman of NAO, and three vice-chairmen, Toshio Yamada (Togo Japan), Tomi Umemura (Mizuno), and Yoshihiko Kohdou (Irem), distributed a paper entitled a "Report on the Present State of NAO" to the members on July 30. According to it, NAO remains formally, and, as a representative of operators across Japan, is negotiating with the government.

NAO has been said to become nominal since a long time ago - it had become so at the very beginning of establishment. In fact, when it was established on March 23, 1981, the number of its members was 343, and as of the end of December, 1981, it stood at 384, but three years later, or as of the end of December, 1984, the number remained at 423 - showing almost no increase. According to NAO, there are 2,000-3,000 operators across Japan. So, only 15-20% of all operators have been organized by NAO. Non-NAO companies include Korakuen Locomotive, Daiiei Leisure Land, and several other leading operators. There are people who say NAO, after all, has merely been a salon for part of operators. This opinion is not altogether in the wrong.

As many of overseas readers might know, major amusement game operators are manufacturers who also serve as an operator - Taito, Sega and Namco. There are many companies of this type irrespective of corporate size. That is, Yuei managed by NAO's chairman, is an operator and also manufacturer of kiddie rides and arcade games. Irem, which is managed by one of NAO's vice-chairmen, is an operator and manufacturer of video games. Togo Japan is also an operator and manufacturer of amusement park facilities, kiddie rides, and arcade games. There also are many NAO directors whose companies are distributor/manufacturers also serving as operators. Accordingly, NAO has been composed mostly of operators who also serve as a manufacturer or distributor - not of only operators of amusement game and/or rides. At the very beginning of NAO's establishment, this caused much trouble, since Japan Amuse-

ment-Machinery Manufacturers Association (JAMMA) had already been inaugurated as an association of manufacturers and distributors. Yuei did not join JAMMA. Was this because Yuei recognized itself to be a manufacturer whose scale is not large enough to join JAMMA? It remains unknown. Chairman Uchida has often talked that "JAMMA and NAO will merge in future". From this, it may be said that NAO was organized merely by gathering only those operators who could not be covered by JAMMA. In this case, organization of most of the operators (at least 50%) is merely a dreamy story.

To make matters worse, NAO has often disputed, as a representative of operators, with JAMMA which is a representative of manufacturers. The causes of dispute include the one that many of NAO members manufactured, sold or operated unauthorized copies of video games. It is beyond doubt that JAMMA is a representative of manufacturers. It, however, is doubtful to recognize NAO as a representative of operators. For a dispute to take place there must a conflict of interest, but members in those days of NAO included Taito, Sega and Namco which are manufacturers also serving as operators.

In order to avoid these problems, NAO, at the very beginning of its establishment, had provided a strange rule: that is, JAMMA's director companies can become members of NAO, but can never become important directors of NAO. Thus, from the very beginning, Taito, Sega and Namco could have a small voice at a meeting of directors of NAO. Operators smaller than Taito, Sega and Namco had organized a group by naming themselves "minor operators". From this, it may be imagined that NAO has been a place in which many "minor operators" have fought with "major operators". This has always been brought to light on the occasion of JAMMA's fight with NAO. JAMMA has advocated the urgency of elimination of unauthorized copies, while NAO has endeavored to justify unauthorized copies. Every time when such conflict occurred, the board of directors of NAO has been confused with nonsensical assertions. The confusion also occurred when treating gaming devices, including video pokers.

After all, in the eyes of NAO, it is major manufacturer-operators that have made the matters change for the worse. Thus, it may be said that NAO's solidarity has been nurtured by voicing their discontent with major manufacturers. But, what good will such solidarity do? Last year, when the government brought "New Fuei Bill" forward, NAO had not raised any effective opposition, eventually making announcement that they "will not raise an opposition to 'New Fuei

Act" (March 29, 1984). When the bill was brought before the Diet, and JAMMA developed a powerful opposition to it, it was NAO, to our surprise, that had hampered the opposition.

Thus, "New Fuei Act" was established, and in February when it was enacted, operation of amusement games began to be placed under strict legal control as Fuei "Operation No. 8". In the meantime, when NAO officers were asked, "Why haven't you opposed to 'New Fuei Act'", they would reply, "Though we at NAO have raised an opposition, we had lacked force enough to develop it". Then, when asked, "In which way has NAO developed an opposition?", none of NAO officers would answer. This is the actualities with NAO's activity.

Between establishment of "New Fuei Act" (August, 1984) and its enforcement (February, 1985), prefectural associations of operators had been set up one after another. The largest of them is in Osaka, having 292 companies as member operators. The second largest association is in Tokyo, having about 180 companies, followed by an association in Aichi, having 89 companies. In this way, there are operators associations in 42 prefectures, having a total of about 1,700 operators. These operators associations are horizontally connected with each other, and there has occurred an atmosphere in which they would like to organize a federation of local associations, in order to act upon the government and the Diet at a nationwide level. This was a natural course of events. Since last December, this move towards establishment of a "national federation" has not been yet agreed upon by local associations across Japan, although several meetings have been held. At present, preparations are under way towards its establishment under the leadership of president of Taito, Akio Nakanishi (chairman of operators association in Tokyo) as chairman of preparation committee. He intends to hold a general meeting of establishment in September-October, but there seems to be no accurate schedule.

Meanwhile, at its annual membership meeting held February 13, NAO decided to "dissolve NAO when a "national federation" is established, and NAO's activities and assets will be taken over by the "national federation". This decision, however, was very indefinite, and at the general meeting, NAO made a budget only up to March 31. In this way, March 31 came, but NAO remained as a provisional association without securing any authorized budget. At that time, NAO seems to have made up its mind to dissolve itself in June. Now, June has passed. Even some of NAO officers began to voice that "NAO should have dissolved itself now". This is none other than confusion. This, however, may be said to be a natural outcome of the general meeting in February at which they decided to dissolve itself without fixing the date of dissolution.

There are several possible reasons of delay in organizing a "national federation". The largest reason is that there are people who say, "a 'national federation' is unnecessary, if it becomes like NAO". It is said that NAO's "achievements" include even a gloomy aspect. What's more, NAO requests an expected "national federation" to take over its business and assets. There is nothing unnatural than this. Thus, it may be said that it is NAO that is preventing a "national federation" from coming into being. In the eyes of NAO, however, the situation is quite contrary, and it is NAO that is facilitating establishment of a "national federation".

According to a document distributed by NAO executives on July 30, NAO will remain as a representative of nationwide operators, although formal it may be. NAO secretariat remains active, still serving effectively as an office to negotiate with the National Police Agency. It, however, remains unknown by which operators its activities are supported. Thus, confusion continues.

## クルクルポツポ



詳しくは下記へお問い合わせ下さい



**ASAHI ENGINEERING Co., Ltd.**

1387-2 Tannowa Misaki-cho Sennan-gun  
OSAKA JAPAN TEL 07249-4-3063-0783

Editor: Masumi Akagi

Amusement Press, Inc.  
9-16, Kamiyamacho, Kita-ku,  
Osaka, 530 Japan

©1985 Amusement Press, Inc.  
Printed in Japan



namco

んぷ!

驚愕不気味

フキミが気持ち



# パラデューク

パラデューク



①パラデューク要塞は、地下深く伸びており、各フロアはゲートで仕切られている。

平和で友好的な星、パケット星が何物かに襲われた。パケット族の人たちは全て囚えられてしまった。調査に赴いたキミは、美しいパケット星の地下に邪悪なオクティ族の要塞が築かれていることを知る。パケットを救えるのはキミしかない! 波動銃とシールドで武装してオクティ族を殲滅しろ!!

- 仕様
- 使用電源/AC100V±10V (50/60Hz)
  - 消費電力/91W
  - サイズ/W884×D788×H600(〜710)mm
  - 重量/61kg
  - 18インチカラーモニター使用
  - ¥95,250



②オクティ族が増殖攻撃をかけてくる! 波動銃で反撃しろ。オクティ族を全てやっつけなければ、先に行くゲートは開かない。



③オクティをやっつけると、隠されていたカプセルが出現する。中には……?



④英語の話せる知的生物パケットは君の味方だ! 身を守るためのシールドを増やしてくれろ!



⑤各ステージの最下層には、想像を絶する異形の生物が潜んでいる。こいつは手強いぞ!

「遊び」をクワイエットする 株式会社ナムコ

本社 千146 東京都大田区矢口2-1-21 ☎03(756)2311 (大代) 営業本部 千146 東京都大田区多摩川2-8-5 ☎03(756)2311 (大代) 西日本販売事務所 千564 大阪府吹田市江の木町20-10 ☎06(338)3511 (代) ★遊園施設・娯楽機械★企画・設計・製作・販売・経営・賃貸・輸出・輸入 ★各種イベント★企画・制作・実施